

深浦町鳥獣被害防止対策協議会「獣害対策電気柵購入費補助金」交付要綱

令和7年9月16日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、有害鳥獣による農作物等の被害を防止するため、電気柵の設置に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することとし、その交付については、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 有害鳥獣 農作物等に被害を加えるツキノワグマ、ニホンザル、イノシシ、ニホンジカその他野生鳥獣をいう。
- (2) 電気柵 外周の柵上に設置した電線に電流を流すことにより、有害鳥獣の侵入を防止するための、電気柵用電源装置、柵線、支柱、がいし（クリップを含む。以下同じ。）、アース棒、アース線及び危険表示板から構成される設備をいう。ただし、中古及び自作等によるものは、これに含まないものとし、電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52条）第74条に基づき、適切に設置されたものとする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者（以下「補助事業者」という。）は、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 深浦町に住所を有し、町税等の滞納がないこと。
- (2) 団体による申請の場合は、構成員の全員が前号に該当すること。

(補助対象施設等)

第4条 補助の対象となる施設等は、町内の自己が管理する事業の用に供する水田、畠、果樹園、畜舎、精米所、特用林産物生産地及び自家消費用作物の栽培地とする（借地を含む。以下同じ。）。

(補助対象経費)

第5条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、電気柵一式の購入費とする。

(補助金額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額とする。ただし、千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとし、その上限額は次の表に定めるとおりとする。

補助対象地又は施設	上限
(ア) 水田、畠	10万円
(イ) 施設園芸、果樹園	5万円
(ウ) 畜舎、精米所	
(エ) 特用林産物生産地	
(オ) 自家消費用作物栽培地	3万円

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、次の各号に定める区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添えて、深浦町鳥獣被害防止対策協議会長（以下「協議会長」という。）に提出しなければならない。

（1）第6条の表（ア）から（エ）までに掲げる施設等 補助金交付申請書（様式第1号）

（2）第6条の表（オ）に掲げる施設等 補助金交付申請書兼実績報告書（様式第2号）

2 前項各号の申請書には、それぞれ次に掲げる書類を添付しなければならない。

（1）様式第1号 見積書、形状・規格等が分かる資料、設置場所の住所、位置図及び写真、その他協議会長が必要と認める書類

（2）様式第2号 領収書又は支払いを証する書類、購入品が分かる写真、設置場所の住所、位置図及び写真、その他協議会長が必要と認める書類

3 補助金交付申請書兼実績報告書（様式第2号）の提出については、事業完了の日から30日以内に提出するものとする。

4 交付申請は、補助事業者につき同一年度1回限りとする。なお、補助事業者と世帯を同一とする者の申請はできないものとする。

(交付決定)

第8条 協議会長は、前条の規定により交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適當と認めるときは、次の各号に定める区分に応じ、速やかに当該申請者に通知するものとする。

（1）第6条の表（ア）から（エ）までに掲げる施設等 補助金交付決定通知書（様式第3号）

（2）第6条の表（オ）に掲げる施設等 補助金確定通知書（様式第4号）

(実績報告書)

第9条 第8条第1項第1号の規定により交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、事業が完了したときは、事業完了の日から30日以内に実績報告書（様式第5号）に、次に掲げる書類を添えて、協議会長に提出しなければならない。

（1）領収書又は支払いを証する書類

（2）電気柵を購入したことが確認できる写真

（3）その他、協議会長が必要と認めた書類

(補助金額の確定等)

第10条 協議会長は、前条の規定による実績報告書を受理したときは、必要な審査を行い、その報告に係る補助対象事業が補助金交付決定の内容及びこれに付した条件等に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書（様式第4号）により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 補助事業者は、第8条第1項第2号及び前条の規定による補助金の確定通知を受けたときは、補助金支払請求書（様式第6号）を協議会長に提出するものとする。

(交付決定の取消し及び返還)

第12条 協議会長は、補助事業者が次に該当したときは、補助金の交付決定を取消し、若しくは変更し、又は既に交付した補助金の全額又は一部を返還させることができる。

(1) 虚偽若しくは不正な手段により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。

(2) 当該補助金で購入した電気柵の設置が確認できないとき。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施について必要な事項は、協議会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年9月16日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

令和 年 月 日

深浦町鳥獣被害防止対策協議会
会長 平沢一臣様

住 所
氏名(団体名)
連絡先

獣害対策電気柵購入費補助金交付申請書

令和 年度深浦町鳥獣被害防止対策協議会「獣害対策電気柵購入費補助金交付要綱」第7条の規定により、次のとおり補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

なお、貴会が、この補助金の交付決定のために、私（構成員）の深浦町における町税等の納付状況を確認することに同意します。

記

1 補助対象事業費 円

2 補助金申請額 円

3 構成員の住所及び氏名（個人で申請する場合は記入不要）

	住所	氏名
1		
2		
3		
4		
6		
6		
7		

4 添付書類

- (1) 購入する電気柵の見積書
- (2) 購入する電気柵の形状・規格等が分かる資料
- (3) 設置場所の住所、位置図及び写真
- (4) その他、協議会長が必要と認める書類

様式第2号（第7条関係）

令和 年 月 日

深浦町鳥獣被害防止対策協議会
会長 平沢一臣様

住 所
氏 名
連絡先

獣害対策電気柵購入費補助金交付申請書 兼 実績報告書

令和 年度深浦町鳥獣被害防止対策協議会「獣害対策電気柵購入費補助金」交付要綱第7条の規定により、次のとおり補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

なお、貴会が、この補助金の交付決定のために、私の深浦町における町税等の納付状況を確認することに同意します。

記

1 補助対象事業費 円

2 補助金申請額 円

3 添付書類

- (1) 購入した電気柵の領収書又は支払いを証する書類
- (2) 購入した電気柵の写真
- (3) 設置場所の住所、位置図及び写真
- (4) その他、協議会長が必要と認める書類

様式第3号（第8条関係）

令和 年 月 日

様

深浦町鳥獣被害防止対策協議会
会長 平沢一臣

獣害対策電気柵購入費補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付で申請のあった令和 年度深浦町鳥獣被害防止対策協議会「獣害対策電気柵購入費補助金」について、獣害対策電気柵購入費補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1 補助金申請額 円

2 交付決定額 円

様式第4号（第8条及び第10条関係）

令和 年 月 日

様

深浦町鳥獣被害防止対策協議会
会長 平沢一臣

獣害対策電気柵購入費補助金確定通知書

令和 年 月 日付で実績報告のあった令和 年度深浦町鳥獣被害防止対策協議会「獣害対策電気柵購入費補助金」について、次のとおり補助金額を確定したので通知します。

記

1 交付決定額 円

2 補助金確定額 円

様式第5号（第9条関係）

令和 年 月 日

深浦町鳥獣被害防止対策協議会
会長 平沢一臣様

住 所
氏名(団体名)
連絡先

獣害対策電気柵購入費補助金実績報告書

令和 年 月 日付で補助金の交付決定の通知を受けた獣害対策電気柵購入費補助金の実績について、深浦町鳥獣被害防止対策協議会「獣害対策電気柵購入費補助金交付要綱」第9条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 補助対象事業費 円 (当初事業費 円)

2 補助金額 円 (交付決定額 円)

3 事業完了日 令和 年 月 日

4 添付書類

- (1) 領収書又は支払いを証する書類
- (2) 電気柵を購入したことが確認できる写真
- (3) その他、協議会長が必要と認める書類

様式第6号（第11条関係）

令和 年 月 日

深浦町鳥獣被害防止対策協議会
会長 平沢一臣様

住 所
氏名(団体名)
連絡先

獣害対策電気柵購入費補助金支払請求書

令和 年 月 日付で補助金の確定通知を受けた獣害対策電気柵購入費補助金の支払いを受けたいので、深浦町鳥獣被害防止対策協議会「獣害対策電気柵購入費補助金交付要綱」第11条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求額 円

2 振込先

金融機関名	
支店名	
預金種別	1. 普通 2. 当座 (該当するものを○で囲んでください)
口座番号	
(フリガナ) 口座名義人	